

社会福祉法人あがた福祉の会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あがた福祉の会定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。

(報酬の支給等)

第3条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 役員等に対する報酬は、原則として会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員の出席報酬)

第4条 非常勤役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表報酬支給基準第1に定める出席報酬額を支給する。

- 2 前項の理事会等に出席した非常勤役員に対して、費用弁償は支給しない。

(評議員の出席報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表報酬支給基準第1に定める出席報酬額を支給する。

- 2 前項の評議員会に出席した評議員に対して、費用弁償は支給しない。

(監事の監査業務報酬)

第6条 非常勤監事が法人の監査業務又は調査業務に従事したときは、別表報酬支給基準第2に定める監査業務報酬額を支給する。

- 2 前項の監査業務等に従事した非常勤監事に対して、費用弁償は支給しない。

(評議員選任・解任委員の出席報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、

別表報酬支給基準第1に定める出席報酬額を支給する。

- 2 前項の評議員選任・選任委員会に出席した評議員選任・解任委員に対して、費用弁償は支給しない。

(理事の勤務報酬)

第8条 非常勤理事が法人運営の業務を遂行するために勤務したときは、別表報酬支給基準第3に定める勤務報酬額を支給する。

- 2 第3条第2項の規定に係わらず、前項の勤務報酬額については、1月単位にまとめて支給することができる。その支給日については、職員の給与規程を準用する。
- 3 第1項の法人運営の業務を遂行するために勤務した非常勤理事に対して、費用弁償は支給しない。

(第三者委員の出席報酬)

第9条 第三者委員が、法人に係る苦情対応の会議等へ出席したときは、別表報酬支給基準第1に定める出席報酬額を支給する。

- 2 第三者委員が、理事会又は評議員会に出席したときは、別表報酬支給基準第1に定める出席報酬額を支給する。ただし、第3者委員が監事又は評議員を兼務しているときは、重複して報酬は支給しない。
- 3 前2項の会議等に出席した第三者委員に対して、費用弁償は支給しない。

(出張旅費)

第10条 非常勤役員等が、法人の業務遂行のために出張する場合は、職員旅費規程を準用して旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

- 2 前項の宿泊料については、施設長の宿泊料を適用する。

(職員給与との併給禁止)

第11条 理事と職員を兼務している者で、職員給与を受給している理事に対して、この規程に基づく報酬は支給しない。

(公表)

第12条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 役員等報酬規程及び第三者委員報酬規程は、平成29年6月15日をもって廃止する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月分として支払われる月額報酬から適用する。

別表

報酬支給基準

第1 出席報酬（第4条、第5条、第7条及び第9条関係）

対象者	報酬額
非常勤役員等	1回 3,200円

第2 監査業務報酬（第6条関係）

対象者	報酬額
非常勤監事	1回 5,400円

第3 勤務報酬（第8条関係）

対象者	報酬額
非常勤理事	1月 130,000円
	1日 10,000円
	半日 5,000円
	1時間 1,500円

勤務報酬は、原則、1月、1日又は半日の勤務に対する報酬とする。ただし、これに該当しない勤務の場合には時間をもって報酬額を算定する。なお、1月の報酬額については、13日以上勤務をもって対象とする。